川崎市交通局プロポーザル方式（業務委託）事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　交通局が委託する業務（以下「委託業務」という。）において、プロポーザル方式により受託者として最も適した者（以下「受託適格者」という。」の特定を行う場合の事務取扱については、川崎市交通局契約規程（昭和４２年交通局規程第４号）及び川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年交通局規程第１６号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）プロポーザル方式

一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務に係る実施体制、技術提案等に関する提案書（第１号様式。以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該業務の受託適格者を特定する方式をいう。

（２）公募型プロポーザル方式

プロポーザル方式のうち、提案者を公募して行うものをいう。

（３）指名型プロポーザル方式

プロポーザル方式のうち、委託業務の提案者として適当と認める者を選定して行うものをいう。

（対象）

第３条　委託業務を発注しようとする課長（担当課長を含む。）（以下「所管課長等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札によらず、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことができる。

（１）高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業

務

（２）所管において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務

（３）その他プロポーザル方式により受託適格者の特定を行うことが適当であると認められる業務

（審査委員会）

第４条　交通局長（以下「局長」という。）は、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会の構成は別表１のとおりとする。

３　審査委員会は、次に掲げる事項を審査する。

（１）受託適格者の特定をプロポーザル方式により行うことの適否

（２）評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト

（３）評価基準

（４）その他必要な事項

４　所管課長等は、プロポーザル方式により受託適格者を特定しようとするときは、プロポーザル方式付議依頼書（別紙）を経理課長あて提出するものとする。

５　審査委員会の庶務は、経理課において処理する。

（評価委員会）

第５条　所管課長等は、前条の規定に基づきプロポーザル方式による受託適格者の特定を行うことの承認を受けた場合、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置するものとする。

２　評価委員会の構成は別表２のとおりとする。

３　委員には、必要に応じ、学識経験者等を加えることができる。

４　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長が指名した委員がその職務を代理する。

５　評価委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

６　評価委員会は、提案の採否の審査及び評価を行う。
なお、必要に応じて、関係職員の意見を聴くことができる。
７　評価委員会の事務局は、委託業務を発注しようとする課に置く。
（提案資格）
第６条　所管課長等は、プロポーザル方式により受託適格者の特定を行おうとするときは、発注する契約ごとに、次の各号に定める事項を当該委託に係る提案資格として定めるものとする。
（１）川崎市交通局契約規程第２条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
（２）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和６３年９月１日６３川財工第１６６号）による指名停止期間中でないこと。
（３）川崎市業務委託有資格業者名簿において、委託業務の業種・種目で登録されている者。
（４）その他実績等必要と認める事項。
（実施の公表）
第７条　所管課長等は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該契約ごとに、次の各号に定める事項を公告その他の方法により公表するものとする。
（１）委託業務の名称、内容及び履行期間
（２）参加資格
（３）評価基準
（４）担当課
（５）プロポーザル関係書類提出要請書（第２号様式。以下「要請書」という。）の交付期間、場所及び方法
（６）提案書の提出期限、場所及び方法
（７）要請手続において使用する言語及び通貨
（８）契約書作成の要否
（９）関連情報を入手することができる窓口
（１０）その他必要な事項

（参加意向申出）

第８条　公募型プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書（第３号様式。以下「参加意向申出書」という。）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を提出しなければならない。

（参加意向申出書の提案資格の確認等）

第９条　所管課長等は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「参加意向申出者」という。）について、第６条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者（以下「提案資格者」という。）であるかを確認するものとする。

２　所管課長等は、参加意向申出者が提案資格を満たさないことを確認した者については、当該契約の提案資格者としてはならない。

（提案資格確認の通知）

第１０条　所管課長等は、参加意向申出者に対し、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書(第４号様式)により通知するものとする。

２　前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

３　提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

（要請者の選定）

第１１条　所管課長等は、指名型プロポーザル方式を行おうとするときは、提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）の選定について審査委員会による承認を得なければならない。

（指名の通知）

第１２条　所管課長等は、要請者に対し、プロポーザル参加指名通知書（第５号様式）により通知するものとする。

２　前項の規定によりプロポーザル参加指名の通知を受けた要請者は、当該通知において指定する日までに、参加意思確認書（第６号様式）を提出しなければならない。

（提出要請）

第１３条　所管課長等は、提案資格者及び前条第２項の規定により参加意思確認書を提出した者（以下「指名参加者」という。）に対し要請書を交付し、提案書の提出を要請する。

（提案書の提出）

第１４条　提案資格者及び指名参加者（以下「提案者」という。）は、要請書に指定された期限までに、必要な書類を添えて提案書を提出しなければならない。

（受託適格者の特定）

第１５条　評価委員会は、前条の規定により提案者から提出された提案書の審査及び評価を行い、受託適格者を特定する。

２　提案書の審査及び評価について、書面によるほかヒアリングを実施することができる。

３　前項の特定にあって、あらかじめ定めた評価方法により行わなければならない。

（提案資格の喪失等）

第１６条　提案者が、契約締結をするまでの間において次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

（１）第６条に規定する要件に該当しないこととなったとき。

（２）提出した書類に虚偽の記載をしたとき。

（３）評価委員会の委員への働きかけを行い又は委員から援助を受けたとき。

２　前項の場合において、所管課長等は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して提案資格喪失通知書（第７号様式）により通知するものとする。

（所管課長等への通知等）

第１７条　評価委員会は、第１５条の規定により受託適格者を特定したときは、評価結果等を付して受託適格者を所管課長等に通知するものとする。

２　所管課長等は、提案者に対し、評価結果を結果通知書（第８号様式）により通知する。

３　受託適格者として特定されなかった提案者は、特定されなかった理由について書面による説明を求めることができるものとする。

（その他）

第１８条　この要綱に関し必要な事項は、交通局長が定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２４年２月１日から施行する。

（ガイドラインの廃止）

川崎市交通局プロポーザル方式（業務委託）実施ガイドライン（平成１９年１２月１日施行）は廃止する。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

名　　称	委　員　長	委　　員	所掌事務
第１審査委員会	局　　長	企画管理部長 自動車部長 庶務課長 経理課長 所管課長等	設計（概算）金額10,000,000円を超える案件に係る審査
第２審査委員会	企画管理部長	自動車部長 庶務課長 経理課長 所管課長等	設計（概算）金額10,000,000円以下の案件に係る審査

別表２（第５条関係）

名　　称	委　員　長	委　　員	所掌事務
第１評価委員会	所管部長	庶務課長 経理課長 所管課長等 ※関係課長（営業所長含む） ※所管課係長（担当係長含む） ※所管課担当職員 ※その他委員長が認めるもの	第１審査委員会案件に係る評価
第２評価委員会	庶務課長	経理課長 所管課長 ※所管課担当課長 ※関係課長（営業所長含む） ※所管課係長（担当係長含む） ※所管課担当職員 ※その他委員長が認めるもの	第２審査委員会案件に係る評価

※案件により出席する。

第１号様式

提　　案　　書

年　　月　　日

（宛先）川崎市交通局長

業者コード　（　　）
所　　在　　地
商号及び名称
代表者職氏名　　印

次の件について、提案書を提出します。

１　件　　名：
２　履行場所：

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

第２号様式

プロポーザル関係書類提出要請書

年　　月　　日

商号及び名称
代表者職氏名　　様

川崎市交通局長

次の件について、プロポーザル関係書類を御提出くださいますよう通知します。

１　件　　名：
２　履行場所：
３　提出書類（提出期限　　月　　日）
（１）提案書（第１号様式）
（２）その他必要な書類

担当課
電話
FAX
E-mail

第３号様式

プローザル参加意向申出書

年　　月　　日

（宛先）川崎市交通局長

業者コード（　　）
所　在　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

年　　月　　日付けで公告（公表）された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

１　件　　名：
２　履行場所：

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

第４号様式

提案資格確認結果通知書

年　　月　　日

商号及び名称
代表者職氏名　　様

川崎市交通局長

　　年　　月　　日付けで公告（公表）された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

１　件　　名：
２　履行場所：
３　提案資格の有無：
（１）　有の場合、資格を有することを認めます。
（２）　無の場合、次により、資格を有することを認めません。
　　理由：

担当課
電話
FAX
E-mail

第５号様式

プロポーザル参加指名通知書

年　　月　　日

商号又は名称
代表者職氏名　　様

川崎市交通局長

次の件について、プロポーザルを行いますので、参加を指名します。

１　委託名、委託内容及び履行期限
２　提案書を特定するための評価基準
３　担当部課
４　プロポーザル関係書類提出要請書の交付期間、場所及び方法
５　参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
６　提案書の提出期限、場所及び方法
７　要請手続において使用する言語及び通貨
８　契約書作成の要否
９　関連情報を入手するための照会窓口
１０　その他の事項

担当課
電話
FAX
E-mail

第６号様式

参　加　意　思　確　認　書

年　　月　　日

（宛先）川崎市交通局長

業者コード　（　　）
所　　在　　地
商号又は名称
代表者職氏名　　印

次の指名型プロポーザルについて、提案書を　期日までに提出します。
　　提出しません。

１　件　名：
２　提出しない場合はその理由（辞退理由）

連絡担当者
所属
氏名
電話
FAX
E-mail

第７号様式

提案資格喪失通知書

年　　月　　日

商号又は名称
代表者職氏名　　様

川崎市交通局長

　　年　　月　　日付けで公告（公表）された次の件について、貴社は提案資格を喪失したので通知します。

１　件　名：
２　参加資格喪失の理由

担当課
電話
FAX
E-mail

第８号様式

結　果　通　知　書

年　　月　　日

商号及び名称
代表者職氏名　　様

川崎市交通局長

貴社から提出がありました次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

１　件　名：
２　結　果
（１）受託適格者として特定しました。
　　契約等の手続きにつきましては、別途連絡いたします。
（２）次により、受託適格者として特定しませんでした。
　　理由：

担当課
電話
FAX
E-mail

別紙（第４条関係）

プロポーザル方式付議依頼書

第　　号
年　　月　　日

（宛先）経理課長

長

次の委託契約について、プロポーザル方式により受託適格者を特定したいので、審議を依頼します。

<table>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業務内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">業種･種目</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">履行場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">予算額</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">契約期間</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">プロポーザル方式の概要</td><td>該当条項</td><td colspan="4">川崎市交通局プロポーザル方式（業務委託）事務取扱要綱第２条　号</td></tr>
<tr><td>実施方法</td><td colspan="4">１　公募型プロポーザル方式
２　指名方プロポーザル方式（指名業者を記入してください）</td></tr>
<tr><td>評価委員</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>評価の着眼点</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>評価項目及びウェイト</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>評価基準その他必要な事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">指名業者名</td><td></td><td>業　者　名</td><td>代表者名</td><td>連絡先</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">担　当　者</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>